

青森市幼稚園型、保育所型及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例

(平成三十一年条例第一号) の一部改正

新旧対照表

改正後	改正前
<p>附 則 (経過措置) 第三条 〔略〕 2 施行日から<u>八年間</u>は、施行日の前日において現に存する認定こども園の職員資格については、<u>第十三条第一項</u>、第二項及び第四項の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。 3 〔略〕</p>	<p>附 則 (経過措置) 第三条 〔略〕 2 施行日から<u>五年間</u>は、施行日の前日において現に存する認定こども園の職員資格については、<u>第十二条第一項</u>、第二項及び第四項の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。 3 〔略〕</p>